

◆ 安全運転管理者等の選任

自動車の使用者は、使用している自動車の台数に応じて、次のように安全運転管理者等を選任しなければなりません。

	安全運転管理者	副安全運転管理者
一般事業所	○ 自動車が5台以上（大型・普通自動二輪車は0.5台。原付は含まない。） ○ 乗車定員11人以上の自動車が1台以上	○ 20台以上40台未満 1人 ○ 40台以上60台未満 2人 (以下20台ごとに1人加えて選任)
運転代行業	○ 随伴自動車が1台以上（運転代行業の営業所ごとに選任）	○ 10台以上20台未満 1人 ○ 20台以上30台未満 2人 (以下10台ごとに1人加えて選任)

◆ 添付書類等

○ 事業所として新たに安全運転管理者を選任する場合

(例) 社有車が5台以上に増えた。

新しく会社を作る（社有車が5台以上ある場合）。

【提出書類】

- ・ 安全運転管理者に関する届出書（様式第4号の2） 1通
 - ・ 運転管理に関する経歴書（様式第4号の4） 1通
 - ・ 戸籍抄本若しくは住民票の写し又はこれらに準じるものとして公安委員会が定める書類 1枚
 - ・ 運転記録証明書 1枚
- ※ 運転代行業者の方は、住民票の写しを添付すること。

○ 既に選任している事業所で、安全運転管理者を変更する場合

【提出書類】

- ・ 安全運転管理者に関する届出書（様式第4号の2） 1通
 - ・ 運転管理に関する経歴書（様式第4号の4） 1通
 - ・ 戸籍抄本若しくは住民票の写し又はこれらに準じるものとして公安委員会が定める書類 1通
 - ・ 運転記録証明書 1通
 - ・ 旧安全運転管理者の証
- ※ 運転代行業者の方は、住民票の写しを添付すること。

○ 既に安全運転管理者を選任している事業所で、副安全運転管理者を新たに選任（増員）する場合

(例) 社有車が20台以上に増えた（副安全運転管理者を新たに選任）。

社有車が40台以上に増えた（副安全運転管理者の増員）

【提出書類】

- ・ 副安全運転管理者に関する届出書（様式第4号の3） 1通
 - ・ 運転管理に関する経歴書（様式第4号の4）又は運転経歴書（様式第4号の5） 1通
 - ・ 戸籍抄本若しくは住民票の写し又はこれらに準じるものとして公安委員会が定める書類 1通
 - ・ 運転記録証明書 1通
- ※ 運転代行業者の方は、住民票の写しを添付すること。

○ 既に副安全運転管理者を選任している事業所で、副安全運転管理者を変更する場合

【提出書類】

- ・ 副安全運転管理者に関する届出書（様式第4号の3） 1通
 - ・ 運転管理に関する経歴書（様式第4号の4）又は運転経歴書（様式第4号の5） 1通
 - ・ 戸籍抄本若しくは住民票の写し又はこれらに準じるものとして公安委員会が定める書類
 - ・ 運転記録証明書 1通
 - ・ 旧副安全運転管理者の証
- ※ 運転代行業者の方は、住民票の写しを添付すること。

○ 安全運転管理者又は副安全運転管理者を解任する場合

【提出書類】

- ・ 安全運転管理者に関する届出書（様式第4号の2）又は副安全運転管理者に関する届出書（様式

第4号の3) 1通

- ・ 旧(副)安全運転管理者の証

○ (副)安全運転管理者は変わらないが、(副)安全運転管理者の氏名を変更する場合

【提出書類】

- ・ 安全運転管理者に関する届出書(様式第4号の2) 1通
 - ・ 安全運転管理者の証
 - ・ 戸籍抄本若しくは住民票の写し又はこれらに準じるものとして公安委員会が定める書類
- ※ 運転代行業者の方は、住民票の写しを添付すること。

○ (副)安全運転管理者は変わらないが、(副)安全運転管理者の氏名以外の届出事項を変更する場合

【提出書類】

- ・ 安全運転管理者に関する届出書(様式第4号の2) 1通

- ※ 住民票の写しを添付する場合は、取得日が6ヶ月以内のものを取ってください。
- ※ これらに準じるものとして公安委員会が定める書類とは、運転免許証、健康保険被保険者証、マイナンバーカード、国民年金手帳、パスポート等の写しを指します。
- ※ 運転記録証明書は、自動車安全運転センターで発行されます。取得日が3ヶ月以内のもので、3年又は5年間の証明書を取ってください(1年間の証明書は不可)。
- ※ 副安全運転管理者を選任する場合、届出書の資格要件の欄の「運転の管理経験1年以上」に該当するときは、運転管理に関する経歴書(様式第4号の4)、「運転の経験期間3年以上」に該当するときは、運転経歴書(様式第4号の5)を提出してください。